

日高市公の施設に係る使用料等の減額及び免除の基準に関する規則における「市内の公共的団体」に関する取扱要領

令和4年8月4日 市長決裁

令和4年10月1日 施行

日高市公の施設に係る使用料等の減額及び免除の基準に関する規則（令和4年規則第12号）別表に規定する「3 市内の公共的団体が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業に使用するとき」の運用については以下のとおりとする。

1 「市内の公共的団体」の定義及び範囲について

本要領における「公共的団体」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条第1項に規定される「公共的団体等」をいう。

○地方自治法

〔公共的団体等の監督〕

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

② 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

③ 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

④ 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

なお、行政実例では、「農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社、司法保護等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化教育事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たるといなどを問わない」とされている。

このことを踏まえて、「市内の公共的団体」をその公共性の程度により2種類に区分し、次のとおり例示する。

【A・B区分例】

A	B
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市全体を活動範囲とした団体（各スポーツ団体及び各文化団体にあつてはそれらを市全体として統括する団体に限る。） ・ 上記団体を構成する団体等であつて、市長が特に公共性の高いものとして認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市全体を活動範囲とした団体を構成する団体等（A区分に含まれる団体を除く。）
(例)	
日高市社会福祉協議会	
日高市商工会	
日高市シルバー人材センター	
日高市国際交流協会	
日高市観光協会	
日高市コミュニティ協議会	
日高市区長会及び各行政区	
日高市子ども会育成連絡協議会及び各地区子ども会育成会	
日高市PTA連合会及び各小中学校PTA	
日高市民生委員・児童委員協議会及び各地区民生委員・児童委員協議会	
日高市赤十字奉仕団及び各地区赤十字奉仕団	
日高市保護司会	
日高市遺族会	
日高ジュニアリーダークラブ	
青少年育成日高市民会議	
各地区青少年健全育成の会	
日高市青少年相談員協議会	
日高市青少年育成推進委員会	
日高市スポーツ少年団本部	各スポーツ少年団
日高市スポーツ協会本部	各加盟団体（そこに属する下部団体を除く。）
日高市文化団体連合会	各加盟団体（そこに属する下部団体を除く。）
日高市小学校体育連盟	
日高市中学校体育連盟	
	単位老人クラブ

備考 実際の減免適用に当たつての各団体の区分（公共性の程度の判断）については、当該団体を所管する所属長が判断するものとする。

2 減免率について

「市内の公共的団体」については、「全額免除又は100分の50の減額いずれかのうち市長が定める基準」により、減免を行うこととしている。

減免に当たっては、次の表を基本とし、各施設の性質及び各団体の活動内容を踏まえ、その減免が法令等（日本国憲法第89条を含む。）に違反しないことを確認の上、各施設管理者が決定するものとする。

【減免率】

	用途	減免率
公民館	・ 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業（※1） （当該団体が本来目的とする事業（そのための打合せ等を含む。）に使用する場合に限る。）	A区分 全額免除 B区分 次のとおり (1) 限定利用公民館（※2）を利用する場合 全額免除 (2) その他の公民館を利用する場合 100分の50
その他の施設		A区分 全額免除 B区分 100分の50

※1 「公用」とは、事務所等のために直接使用する場合をいう。

「公共用」とは、住民の一般共同使用のために供する場合をいう。

「公益を目的とする事業」とは、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第8条第1項（①運輸事業、②郵便、信書便又は電気通信の事業、③水道、電気又はガスの供給の事業、④医療又は公衆衛生の事業）及び第2項に掲げる公益事業（内閣総理大臣の指定する特例事業）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に掲げる公益目的事業（学術、芸術、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの）の用に供する場合であって、住民の一般的共同使用のために供する場合（住民を対象とした事業を行う場合等（そのための打合せ等を含む。））を指す。

※2 「限定利用公民館」とは、B区分に該当する団体のうち特定の地区を中心として活動するものについて、当該地区を主な利用対象として設置される公民館をいう（例：高麗地区〇〇会→高麗公民館）。ただし、施設の修繕その他やむを得ない理由で当該公民館が利用できない場合には、他の公民館を限定利用公民館とみなすことができる。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

別表（第2条関係）

- (1) 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- (2) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- (3) 障がい者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- (4) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業

- (5) 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- (6) 公衆衛生の向上を目的とする事業
- (7) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (8) 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- (9) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (10) 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- (11) 事故又は災害の防止を目的とする事業
- (12) 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- (13) 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- (14) 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- (15) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- (16) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (17) 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- (18) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (19) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (20) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- (21) 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- (22) 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- (23) 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの